

局甲四一

明治四十年八月廿二日

内閣書記官



内閣總理大臣

望

内閣書記官長

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

農商務大臣

農商務大臣

日露協約成立に關し内閣總理大臣

訓令案

右決議に供す

内閣訓令

號

各官廳

帝國ト露國トハ五十年來親善ナル
與國タリ一朝不幸ニシテ干戈相見
ルニ至リタルモ今ヤ平和克復ニ歸シ
國交舊ニ復シタルノミナラス兩國政府
ハ進テ將來紛争ノ原由ヲ一掃シ以
テ東西全局ノ平和ト康寧トヲ確保セ
ムカ爲メ陽意ナキ協商ヲ遂ケ締約方
ニ成ル惟フニ戰後ノ常態トシテ彼我

付箋
十

内

帝

與

凡

國

ハ

テ

ム

ニ

付箋

中々紙、東西全馬、

東洋全馬、方格馬

十々々、方格馬

望

氏

ノ民心動モスレハ精意ヲ挟ミ誤解ヲ
來スコトナキヲ保セズ是ノ如クハ當ニ
個人間ノ關係ニ止マラス延リ國交ノ好
誼ヲ損シ協約ノ精神ヲ誤ル所以タ
ラスムハアラス局ニ當ル者特ニ此ノ點ニ留
意シ國民ヲシテ過去ノ感情ヲ脱シ善
鄰ノ誠ヲ以テ協約ノ精神ニ副ハシムル
コトヲ期スヘシ

明治四十年八月二十六日

内閣總理大臣

別領内閣總理大臣訓令及所回呈件間貴省所
所有諸官衙、所守達事、依命以領中進呈

明治四十年八月三十日

内閣書記官長石渡敏

各省の長
後學府信部長

朝鮮、通内閣總理大臣、外務大臣、訓令、
在司、中、外、通、譯、也

明治三十四年八月三十日

内閣書記官長石原敏一

樞密院書記官長、
行自、幕府、所、長、
參事、官、長、
了、白、長、
會計検査院長、
航、空、院、中、心、長、
法、務、省、長、
完

割、通内閣總理大臣より各省大臣、初令嘉
在司以中、各所通達也

明治四十年八月二十日

内閣書記官長石原敏一

目録局長、統計局長、
印刷局長、印刷局長、免
會計局長、総務局長、

内閣訓令

各官 聽

帝國ト露國トハ五十年來親善ナル與國タリ
一朝不幸ニシテ干戈相見ルに至リタルモ今ヤ平和
克復ニ歸シ國交舊ニ復シタルノミナラス兩國政
府ハ進テ將來紛争ノ原由ヲ一掃シ以テ東洋
全局ノ平和ト康寧トヲ確保セムカ為メ隔意ナ
キ協商ヲ遂ケ締約方ニ成ル惟フニ戰後ノ常
態トシテ彼我ノ民心動モスレハ猜忌ヲ挾ミ誤解
ヲ来スコトナキヲ保セス是ノ如キハ當ニ個人間ノ

關係ニ止マラス延テ國交ノ好誼ヲ損ミ協約ノ
精神ヲ誤ル所以タラスムハアラス局ニ當ル者特
ニ此ノ點ニ留意シ國民ヲシテ過去ノ感情ヲ脱
シ善鄰ノ誠ヲ以テ協約ノ精神ニ副ハシムルコト
ヲ期スヘシ

明治四十年八月二十六日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

帝國ト露西亞帝國トハ四十年來親善ナル
 与國タリ一朝不幸ニシテ釁ヲ啓キ國交
 一時断絶セシモ平和克復ト共ニ彼我萬般ノ
 關係ハ舊ニ復シタリ兩國政府ハ更ニ將來
 平和ノ存續ヲ確實ニシ延テ東洋全局ニ於
 ケル靜寧ト福利トヲ保障セシカ為メ陽意
 ナキ協商ヲ遂ケタリ惟フニ戰後ノ常態トシテ
 彼我ノ民情動モスル誤解猜忌ヲ來タスコト
 ナキヲ保セス此ノ如キハ帝々兩國民ノ好情ヲ損

スルノミナラス自カラ國文ニ疎隔ヲ来ス所以
タラスシハアラス局ニ當ル者特ニ此點ニ留意
シ堅ク驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ獎メ克ク善隣
ノ誠意ヲ體シ寛完包容ノ氣象ヲ發揮
シ以テ他ヲシテ自カラ欽仰敬愛ノ念ヲ生
セシムルニ至ラシコトヲ期スヘシ

外務省案

帝五ト露五トハ五十年ヲ祝賀
ナル典由タリ一節ハ幸ニシテ平
戈相見ニ至リクハ之ニ實ニ帝五
自衛ノ爲ニ已ムヲ得サレニ出テクハ
之ノミテ素ヨリ我志ニ非サリシハ
當時ハ詭救燭乎トシテ火ヲ睹
ルヨリモ明ナリ今ヤ平和ノ風ニ
克復ニ帰シ西文舊ニ復シムル
ノミナラス兩國政府ニ進ニ相互ノ百

夙後

ニ於ケル将来の事、原由ヲ一掃
シ以テ其意を合局、平初ト庶幾
トシテ確信セムカ為メ、際意ナク協定
ヲ遂ケ、清約方ニ成リ、既ニ公表セラ
レタリ。惟テ、戦後、常態トシテ
彼我、民心動モスレハ、猜忌ヲ挟ミ
互ニ事、既ニ通スルモ、依然トシテ休
被^ヘ武ヲ持スルモ、^{ナキヲ保セズ}以テ
軍、個人、百、累係、止マラス。是
五文、敦睦ヲ妨ケ、協定、精神

ヲ没^ス了^ル。所以タラスムハ、アラス局ニ
有^ル者特ニ、此點ニ留意シ、必氏ヲ
シテ、其意及、其心臣民ニ対スル過去
ノ感情、蟬^ニ兄^ノ善隣^ノ、
誠意ヲ盡シ、友邦^ノ東^ノ東^ノ、^{愛ハ情誼ヲ結ビ}以
テ、協定、精神、副ハシムルヲ期
スヘシ